



北関東支部規約

平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第 7 条，および組織規程（0103）第 4 条にしたがい設置された北関東支部（以下、「支部」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(支部の範囲)

第 2 条 支部は組織規程第 4 条で規定する，茨城県，栃木県（以下、「北関東地区」という）をその範囲とする。

(支部の設置目的)

第 3 条 支部は，北関東地区において，支部会員相互の研鑽，情報交換，連絡調整を通じて，定款第 3 条に定める本会の目的を達成する。

(支部会員)

第 4 条 北関東地区に連絡先（住居，勤務先等）を有する会員をもって支部会員とする。

(事業)

第 5 条 支部は，第 3 条の目的を達成するため，定款第 4 条の定めるところにしたがい，講演会，講習会，見学会等を開催するほか，支部活動あるいは本会活動に貢献のあった会員等を表彰することができる。

2 支部は，本会の活動の趣旨に沿う場合において，本会以外の組織と講演会等を共催する，あるいは，本会以外の組織が主催する事業を後援することができる。

(支部事務所の所在地)

第 6 条 支部は，事務所を茨城県内に設ける。

(支部幹事)

第 7 条 支部に，支部長 1 名，副支部長 1 名以上，庶務担当幹事 1 名および会計担当幹事 1 名を含む支部幹事若干名を置く。

2 支部幹事は支部大会において選任し，その任期は原則として 2 年とする。ただし，支部幹事の再任は妨げない。支部幹事が任期中に辞任を申し出た場合の補充の方法については，細則に定める。ただし，補充で選任された幹事の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

3 支部長は，会長が委嘱する。

(支部幹事の任務)

第8条 支部長は支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。

- 2 庶務担当幹事は支部長および副支部長を補佐し、会務全般を処理する。
- 3 会計担当幹事は支部長および副支部長を補佐し、会計を処理する。
- 4 その他の幹事は支部長および副支部長を補佐し、会務を処理する。

(支部幹事会)

第9条 支部幹事会は、支部大会付議事項、支部大会決議の執行に関する事項など第3条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

(小委員会)

第10条 第3条の目的達成のため、必要に応じ、支部幹事会の議決を経て、小委員会、ワーキンググループ等の下部組織を設けることができる。

(支部大会)

第11条 支部大会は、年1回および必要に応じて支部長が召集し、支部幹事の選任、事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

- 2 支部大会は1ヶ月以上前に学会誌、書面、あるいはメール等により、支部会員に議題とともに十分通知したうえで、支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。

(議事)

第12条 支部大会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(顧問)

第13条 支部に、顧問若干名を置くことができる。顧問は支部の活動に助言を与えることを任務とするが、特別な権限は有しない。顧問は支部幹事会の推薦により支部大会で選任する。

(支部経費)

第14条 支部の経費は本部からの交付金、およびその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 支出については、原則として、その都度学会事務局から支払う。

(改定)

第15条 本規約の改定は、支部幹事会が起案し、支部大会の承認を得たのち、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成12年3月28日 北関東支部設立総会制定、同日施行

2 改定履歴

- ① 平成 14 年 4 月 26 日 北関東支部総会承認
- ② 平成 19 年 4 月 20 日 北関東支部総会承認
- ③ 平成 23 年 5 月 17 日 北関東支部総会承認
- ④ 平成 28 年 4 月 15 日 北関東支部大会起案, 平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認 (改定前は, 改定に理事会承認を必要としたため, 今回まで理事会付議)

附則

- 1 平成 28 年 5 月 24 日改定の規約は, 理事会承認の日から施行する。